

任意継続組合員の加入申出を受け付けます

令和6年度末に退職する方（3月途中で退職する方を含む）のうち、退職後、**再就職等をせずに公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」への加入を希望する方で、「事前受付期間」に申出されなかった方**については、下記の期間に申出を受け付けます。加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。

詳細については、2月上旬に所属所長（学校長）宛てに通知しましたので、所属所の事務担当者にご確認ください。

令和6年度末に退職される方が対象です！



受付期間

退職の日から起算して20日を経過する日

令和7年3月31日退職の場合、

令和7年4月1日(火)から4月18日(金)まで(資格担当必着)

- ・令和7年3月25日退職の場合、令和7年4月14日(月)まで(資格担当必着)
- ・令和7年3月1日退職の場合、令和7年3月21日(金)まで(資格担当必着)

任意継続組合員制度とは？

退職または任用終了の際に、1年1日以上組合員であった方が、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、短期給付および厚生事業について在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

受付方法

申出書等は所属所を通じて提出してください。

所属所を経由して受け付けますので、受付期間内に資格担当に到着するように早めに提出してください。

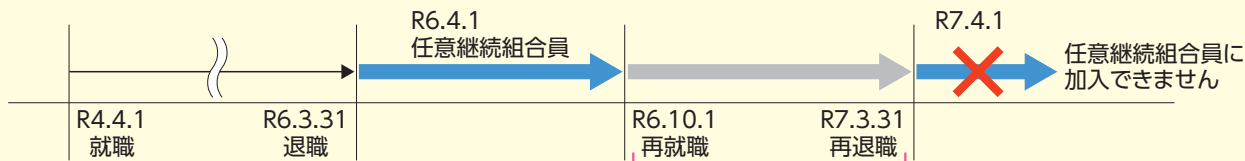
申出ができない方

次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

ご注意ください！

- 再任用職員として働く方
- 臨時的任用教職員や会計年度任用職員（日勤講師等）として働く方で、共済組合に加入する方
（時間講師として働く方は、任用期間・時数等によっては共済組合に加入することがあります。加入要件を満たしているか事前にご確認ください。）
- 民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方
（民間企業のパート勤務でも、一定の要件を満たす場合には就職先の健康保険に加入することがあります。加入要件を満たしているか事前にご確認ください。）
- 家族が加入する健康保険の被扶養者になる方
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方
（令和7年3月31日退職の場合、令和6年4月1日以降に共済組合の組合員となった方は加入できません。組合員期間には過去に任意継続組合員であった期間は含みません。）

退職後、引き続き公立学校共済組合の組合員資格が継続されます。



退職日の前日(令和7年3月30日)において組合員期間が1年未満

注 退職後、再就職をする方は、申出を行うことができません。加入申出をした後、ほかの健康保険組合等の被保険者となることが判明した場合には、加入申出の取下げ手続が必要となります。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826